

2026年3月23日

電池に関する基準項目を設定したエコマーク認定基準の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品類型のうち、電池を用いる認定基準については、EU 電池指令を引用して基準項目を設定しているが、EU バッテリー規則(規則(EU)2023/1542)が発効したため、部分的な改定を行う。

2. 改定日:2026年4月1日

3. 対象となる商品類型

- No.119「パーソナルコンピュータ Version3.4」
- No.145「プロジェクタ Version2.2」
- No.149「BD/DVDレコーダー・プレーヤーVersion1.1」
- No.152「テレビ Version1.5」
- No.156「便器などの衛生器具 Version1.4」
- No.157「給水栓 Version1.4」
- No.159「サーバ類 Version1.3」
- No.161「シュレッダーVersion1.1」
- No.163「ノンフロン加煙試験器 Version1.1」
- No.508「シェアリングサービス Version1.0」 分類 A.自転車シェアリング

4. 改定箇所(追加:下線部、削除:見え消し) <改定箇所のみ抜粋>

エコマーク商品類型 No.145「プロジェクタ Version2.2」

(16) 製品本体に内蔵する電池中の水銀、カドミウムおよび鉛は、規則(EU)2023/1542(表 3)に適合すること。

表 3. 電池の重金属の基準値

	EU 指令 2013/56/EU		EU 指令 2006/66/EC の 表示要件
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01 04

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 - 原則と指針」に基づいて実施されることが望ましい。

(各認定基準の変更箇所)

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version3.4」

(18)【必須項目】、【選択項目】

No.	要求事項	カテゴリ						
A	製品に内蔵する電池中の水銀およびカドミウムは、EU指令2013/56/EU規則(EU)2023/1542(表7)に適合すること。 表7. 電池の重金属の基準値	【必須項目】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水銀[wt%]</th> <th>カドミウム[wt%]</th> <th>鉛[wt%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含有率</td> <td>≤ 0.0005</td> <td>≤ 0.002</td> <td>≤ 0.01</td> </tr> </tbody> </table>			水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]	含有率	≤ 0.0005
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]					
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01					
B	製品に内蔵する電池中の鉛は、EU指令2006/66/EU(表8)の鉛の表示要件以下であること。 表8. 電池の重金属の基準値	【選択項目】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鉛[wt%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含有率</td> <td>≤ 0.004</td> </tr> </tbody> </table>			鉛[wt%]	含有率	≤ 0.004		
	鉛[wt%]							
含有率	≤ 0.004							

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則及び指針」に基づいて実施されることが望ましい。

エコマーク商品類型 No.145「プロジェクト Version2.2」

(16) 製品本体に内蔵する電池中の水銀、カドミウムおよび鉛は、規則(EU)2023/1542(表3)に適合すること。

表3. 電池の重金属の基準値

	EU指令2013/56/EU		EU指令2006/66/ECの表示要件
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.0104

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」に基づいて実施されることが望ましい。

エコマーク商品類型 No.149「BD/DVDレコーダー・プレーヤーVersion1.1」

(13) 製品に内蔵する電池は、EU指令2006/66/EC規則(EU)2023/1542(表5)に適合すること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、試験結果または電池製造事業者による適合証明書を提出すること。

表5. 電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤≤ 0.0005 ボタン電池: < 2	≤≤ 0.002	≤ 0.01

エコマーク商品類型 No.152「テレビ Version1.5」

(15)製品に内蔵する電池は、[EU指令2006/66/EC規則\(EU\)2023/1542](#)(表4)に適合すること。

表4.電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	$\leq\leq 0.0005$ ボタン電池: ≤ 2	$\leq\leq 0.002$	≤ 0.01

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、試験結果または電池製造事業者による適合証明書を提出すること。

エコマーク商品類型 No.156「便器などの衛生器具 Version1.4」

(7)製品に内蔵する電池は、[EU指令2013/56/EU規則\(EU\)2023/1542](#)(表5)に適合していること。

表5 電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01

【証明方法】

本項目への適合状況および確認方法を付属証明書に記載すること。

エコマーク商品類型 No.157「給水栓 Version1.4」

(6)製品に内蔵する電池は、[EU指令2013/56/EU規則\(EU\)2023/1542](#)(表4)に適合していること。

表4 電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01

【証明方法】

本項目への適合状況および確認方法を付属証明書に記載すること。

エコマーク商品類型 No.159「サーバ類 Version1.3」

(14)【必須項目】、【選択項目】

No.	要求事項	カテゴリ								
A	<p>製品に内蔵する電池中の水銀およびカドミウムは、EU指令2013/56/EU規則(EU)2023/1542(表4)に適合すること。</p> <p>表4. 電池の重金属の基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水銀[wt%]</th> <th>カドミウム[wt%]</th> <th>鉛[wt%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含有率</td> <td>≤ 0.0005</td> <td>≤ 0.002</td> <td>≤ 0.01</td> </tr> </tbody> </table>		水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]	含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01	【必須項目】
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]							
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01							
B	<p>製品に内蔵する電池中の鉛は、EU指令2006/66/EU(表5)の鉛の表示要件以下であること。</p> <p>表5. 電池の重金属の基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鉛[wt%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含有率</td> <td>≤ 0.004</td> </tr> </tbody> </table>		鉛[wt%]	含有率	≤ 0.004	【選択項目】				
	鉛[wt%]									
含有率	≤ 0.004									

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則及び指針」に基づいて実施されることが望ましい。

エコマーク商品類型 No.161「シュレッダーVersion1.1」

(11) 製品本体に内蔵する電池は、電池中の水銀、カドミウムおよび鉛の含有率が規則(EU)2023/1542(表2)に適合すること。

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

表2. 電池の重金属の含有率基準値

	EU指令2013/56/EU		EU指令2006/66/EC の表示要件
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.0104

エコマーク商品類型 No.163「ノンフロン加煙試験器 Version1.1」

(7) 試験器に使用する電池は、規則(EU)2023/1542(表2)の含有率以下であるに適合すること。

表2. 電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]*	カドミウム[wt%]*	鉛[wt%]**
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.0104

* EU指令2013/56/EUで規定された数値

** EU指令2006/66/ECの表示要件で規定された数値

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

エコマーク商品類型 No.508「シェアリングサービス Version1.0」

分類 A.自転車シェアリング

(7) 電動アシスト自転車¹の場合は、使用するバッテリーの~~水銀、カドミウムおよび鉛~~が規則 (EU)2023/1542(表 1)の含有率以下であることを確認していること。

表 1.バッテリーの重金属の基準値

	水銀[wt%]*	カドミウム[wt%]*	鉛[wt%]**
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.01 04

*—EU 指令 2013/56/EU で規定された数値—

**—EU 指令 2006/66/EC の表示要件で規定された数値

以上

¹ 道路交通法施行規則に定める人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に合致する自転車。